

第5回農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年9月25日(木) 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所 湯河原町役場 第2庁舎 3階 第1～第2会議室

3 出席者 農業委員 会長 外7名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2名

4 本日の議案は議事録に編集のとおりである

5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠(事務局職員任免)

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第5回の農業委員会総会を開催したいと思います。 会長よろしくお願いします
議長	皆さんこんにちは。やっと彼岸が過ぎて、涼しくなってきました。時々暑い日がありますが、お体に気をつけて仕事等に励んでいただければと思います。まだ暑さが続くということで、こういった天候ですと、まだ熱中症にかかる方もいらっしゃるし、いろいろ事故が多くて、農業っていうのが割とその事故が起きて亡くなる方が、他の産業に比べて多いんです。日本国内で亡くなる方が1日に1人ぐらいいるんですよ。他の産業と比べてすごく多いんです。なぜかっていうと、1人で仕事をする方が多くて、畑に1人で行って、例えばトラクターをトラックから降ろして、それから田んぼの中に下ろしたときに畝があったり、または、トラックからおろす時に、倒れちゃって下敷きになっていたりして、発見が早ければまだいいんですけど、遅れてですね、助かるものも助からない、というようなことが割と多いんです。ということで、十分、気をつけていただくとともに、家族にここに行ってくるよとか、そういう話もよくしていただきたいということと、あと、農家を見ていて、割とその装備が悪いんですよ。ヘルメットをしている人もほとんどいないと思うんですけども、そういった安全装備もなおざりになりがちですが、自分の命を守るためですので、ぜひそういうところも気をつけていただきたいと思います。私の知る限り、今年ですね、いろいろ事故といいますかそういう転落もったり、脱水症状といいますか、熱中症みたいな形で倒れて救急車で運ばれて、意識がなくなって、助かった人を、多分その人1人で仕事していたらもう亡くなっていたなと思うのが一つ。それから農業っていうわけじゃないんですけど、近い作業ですけども、

	転落して亡くなっちゃった方が1人。あと私がこんな顔をしているんですが、蜂に刺されてそれで逃げたときに、坂道を転がって顔をこすっちゃってけがをしたわけですが、そんなこともですね、蜂に刺されることよくあるんですが、なかなか気づかないことも多いと思うんですが、何かあったらすぐに医者に行く、救急車を呼ぶっていうことは必要だと思います。その後ですけども、蜂の巣を取るのに、どうするのかなと思って、遠くまで飛ぶスプレーでやるよとか、あるいは業者に頼むよとか、いろんなお話をお聞きするんですけども、役場も、防護服を貸してくれるようです。環境課に行くともうしっかりした、なんて言うか、消防服みたいな宇宙服みたいな、虫が全然入らない、顔も手も足も入らないようなしっかりした服があつてですね、それを貸してくれますので、業者の人が使うような服ですけども、自分とすれば自分でできる場合もありますので、そういうものを利用されたらいいと思いますので、刺されないようにすることも大事ですが、もし刺されちゃったら、そういう活用の仕方もありますので、必要があつたら使っていただければと思います。ということでそんな話をさせていただきましたけれども、議案の方に入りたいと思います。 今日の議事録署名委員の指名でございますが 2番委員と3番委員、2人をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは次、続いて本日の議案ということでございますが、議案はなし、ということでありますので、その他の方に移りたいと思います。 (1)の非農地証明願の取下げについてということで、よろしくお願いします。
事務局	お手元の資料、非農地証明願および取下書をご覧ください。この証明願の取下げについて説明します。 9月8日に非農地証明の申請がされ、9月18日に申請代理人から取下書が提出されましたので、みなさまへ招集通知しました案件から下げさせていただきたくご説明をいたします。 経過としまして、申請代理人から現地に非があるということで、非農地願の申請書について9月8日に証明願が提出された経緯がございました。申請後ですけども、現地調査員および事務局職員が現場を確認したところ、シュロの木が1本ありました。こちらにつきましてはチェーンソー等の機械での伐採が可能であり、また周辺につきましては、ツルや葉がおい茂った状態でした。草刈り機で刈払いすることは可能であると、現地の状況では農地性が十分であると判断し、委員の皆様への案件として、上程することを控えさせていただき経緯の報告とさせていただきます。 大変迷惑をおかけしまして申し訳ございません。 今後は新たな取得者が、農地法の第5条申請として申請人となり、転用目的を明確にした上で、内容を把握し審議していただくようお願いいたします。説明は以上です。

議長	はい。説明ありました。この件について何かご意見があれば。1 番委員、よろしいですか。 では、私の方から。取り下げがあったということですが、そうなる前に現地を見に行つて、事務局から説明があったように、シュロの木が 1 本生えていて、あとは草が生えているということで、これなら刈払機で農地に復元するのは、そう難しくないということで、非農地証明を出すのは難しいんじゃないか、ということ、現地調査員として皆さんで話し合ってきたということでございます。そのときも、非農地証明願つていうと割とその土地に何か建物が建っているのか、駐車場になつちやつていて完全に何かに転用されているという状況があつて、それを非農地証明願ということで申請があつて、証明してあげるというのが多いわけですが、今回はそういうのとちょっと事情が違つたということで、非農地証明願はどういうときに証明を出せるのかつていうのがはっきりしないっていいですか、聞いてないというか。それは、当然役場でも農業委員会でも審査をされて受け付けたときに審査をされていると思うんですけども、その基準つていうのはどういうふうになっているんですか。要件といいますか条件といいますか、証明を出す条件つていうのはどうなっているのか。ということなんです。
事務局	会長がお話されたのは、非農地か否かという判断になるまで、先ほど会長が示していただいた内容を例にとりますと、農地転用の申請の許可をもらわずになにか品物を作つてしまい、転用を 10 年を経過するものについては、非農地証明の形で、これにつきましては、諸資料を添付していただき、内容につきましては、例えば建物等の建築物があり、駐車場あり、耕作をしないで山林になってしまったものと農地の復元が、簡易的な機械等で対応することができない、あるいは竹林とか、そういうものについて、重機を入れなければ農地に戻らないような土地に対して、非農地の証明となります。あるいは狭小の土地、これはもう耕作のしようがない。狭小な土地が入ります。 先ほどの案件につきましては木があるというお話がありましたので、申請を上げるか上げないかを審議してほしいということもありまして、今回は会長職務代理、第 3 区域推進委員の 3 名に現地まで行つていただき、農地性があるということで、この案件については審議しませんという方針に決まりました。

議長	今口頭で言われたような条件の場合は証明出せるということですね。その条件っていうのは、何か紙に書いたものとか、あるいは農業委員さんに提示するとか。あるいはホームページを見ていると、他の市の農業委員会では、非農地証明の条件を明らかにして公開をしているところもあり、いろいろ違うんですけども、少なくとも、我々農業委員には、証明を出すときにはこういう条件付きで出せますよとかいうのは、教えていただくわけにはいかないんですか。我々現地調査をするときに、何を見てくるのかっていうことがですね、皆さん先輩の農業委員から聞いたり、私は自分なりにいろんな資料を見ながら考えたりしているんですけども、うちの町の農業委員会としてどういう基準でこれを出すのか出さないのか。その扱いについては、どういうふうになるんですか。それを申請者に見せるかどうかはちょっと検討しなくちゃいけないと部分があって、今言われたように、転用して10年以上たっていることは、そういった違法といいますかね、そういう状況を追認するような制度でもあるんで、先にそれをこういう基準ですよっていうのを出すのは、ちょっと今いろいろ考えてしまうんですけどもそれがいいか悪いかね。それでも農業委員の中では、現地も見に行くわけですから、どういったときにこれが出せるのかっていうのを示してもらいたいなっていうのが、現地調査を行ったときにね3人で話したようなことなんですね。その辺どうですか。
事務局	会長の話された内容につきましては、非農地証明の運用指針が事務局にあります。大変遅くなりましたが、次回の総会の前に委員さん、推進委員さんのお手元にお出ししたいと考えています。いかがでしょうか。
議長	ということで、次回には、農業委員だけです、他の人に見せちゃいけませんよとか、その扱いについても説明をしてください。積極的に公表するものでもないような気もしますけれども、市町村によってはそういう形でホームページに載っているとこってあるんですよ。その扱いについてちょっと教えていただきたいと思います。あともう一点、この非農地証明願を申請してきたときに代理人がいて、この1級建築士事務所の人が申請の代理人になっていたんですけど、建築士はこういった代理業務できるのかなって、それを農業委員会の方が、あなたはその資格があるんですか知らないんですかとか、そういうことを審査することは多分できないと思うんですけども、当然資格がある方は知識があつてね、申請の代理業務できるんですけども、建築士ってできるの。非農地証明願ですよ。例えば転用して家を建てるとか、何かのときにはその家の設計だとか、当然建築士お願いする場合もあるわけですが、その関連業務として、やるんだったら可能だって書いてあるようなことがインターネットで記述もあるんですが、非農地証明願なので、何をするかわからないのでそれを建築士が申請できるんですか。それはご存知ですか。

事務局	1級建築士が申請できる、できないについては、当方もちょっとわかりかねます。ただ1級建築士については、やはり5条申請の建築申請図書とか説明文のような、建物のほうが主な仕事だと認識しております。今回につきましても、この代理人の方が1級建築士なる名称を書いて出した後に、まずいのではないかと本人言っておりますので、もう出さないと思います。 ただ、今、会長がおっしゃられた1級建築士イコール申請ができる役職か否かについては、今後私どもの方につきましても、全ての業務ができるかどうか、確認を取りたいと思います。 なお、今まで、土地家屋調査士、司法書士、行政書士は主たる業務でやっておられるので、その方であれば、申請は今まで出されておりますので、もし今後、同物件で出されるような形でしたら、1級建築士ではない不動産業者とか代理選定者がいらっしゃれば、その方に変えていただくことを私どもからお話をする。ただ1級建築士が出していいというのが、今こちらでは農地法の関係についてはわかりません。
4番	■さんっていう、建築士事務所はどちらかというと測量だけだ。(やっているのか、ちがっているんじゃない。) それを確認したい。要は農地で土地を鑑定するような、要は測量をしたりなんかする。
事務局	■氏につきましては、4番委員がおっしゃるとおり、測量士の免許を持ちで、1級建築士もお持ちです。今回は、1級建築士として本人が申請しました。
4番	なるほどね。資格はあるんだ。
議長	土地の測量なんか測量士だとか。いろんな資格のある方がきて、それは非農地証明の申請が出せるかどうかってちょっと調べないとわからないですねちゃんとね。
事務局長	代理で誰ができるかっていうことは、私ども今更ながらわからないんですが、ただ、こういう農地法の申請を代わりにやってやる、ということに関しては特に誰でもできるんじゃないかなと思うんです。例えば、この間、皆さんご審議いただきましたが、ご家族の方でも申請を上げてやっておりますので、農地法をみる限りだけですとざっとしか見てないんですけれど、そういうのは記載がなかったような気がするので、今後は、県内あるいは農業会議にそういうことを聞いてみてやってみますが、過去にはそのような形で5条とかも県の方に上がっていますので、代理人として、もしそれが駄目だったら、そういうのもいや駄目ですよというのが上がってくるはずだと思っておりますので。今後調べますけど、今、私の結果としてはそんなことかなというふうに思っております。

議長	基本的に役所の申請は、本人か行政書士か弁護士これは間違いなく多分できますよね。その他は内容によって、だから多分農地法よりも例えば建築士の方のなんか建築士業法っていうかなんかちょっと名前は正確にわかりませんが、そっちの方を調べて、建築士はこういう仕事ができますよっていうのを調べているほうが近道かもしれないですね。県に聞いていただくのもいいと思いますけれども。割と申請でトラブルのは、そういった資格のない人が、そういった業務をやっている、他の正式に持っている人から、クレームがくるというようなことがありますよね。申請自身が無効になるかどうかはまだちょっと違う話かもしれませんが、割とある話ですよ。結構そういった業務ができるかどうかっていうのは、それぞれの業界が敏感になっていると思うので、そういった資格はないか。確認とかその業界に聞いた方がいいのかもしれないですね。時々5条申請で問題になることがありますよね。 やっぱり、代理業務をやっているところのしっかりしている部分は、いろんな面で間違いのない申請ができるかと思うんですがそれが、問題があったかどうかわかりませんが、今、問題になっているのがあるわけですし、申請土地の所有者が、知らない間に許可申請されていた、というようなこともあって問題になっていたりしますけども、難しい問題もあるので、ぜひそれは農業会議等で調べていただければと思います。 この件については、よろしいですか。 次の(2)の神奈川県農業委員会活動推進大会について
事務局	(2)神奈川県農業委員会活動推進大会について説明いたします。先月に説明した内容でございます。皆様、上の方、開けていただくようお願いいたします。来月の総会の際に集合場所および時間の方をお知らせいたします。全員のご出席の方をよろしく願います。以上です。
議長	はい。この件について何かご質問ある方は
事務局	皆さんご出席で大丈夫ですか。
議長	よろしくお願ひしたいと思います。 続いて、(3)ゆがわら眺望ガーデン菜の花草刈り等についてお願ひいたします。
事務局	(3)ゆがわら眺望ガーデン菜の花草刈り等について説明いたします。耕作放棄地の解消としましてモデルプランとして毎年菜の花の種を10月に蒔き3月ころ開花となることです。場所につきましては、鍛冶屋の農免農道南側のところに菜の花畑という形で観光案内含めてお知らせをしているところでございます。草刈りにつきましては、別紙こちらの予定表をご覧くださいませとおり、10月の中旬までに草刈り作業が終わるように、業者へ依頼してあります。以前は、農業委員さんおよび推進員さんの皆様に草刈りの作業からお願いしていた経緯もございました。真ん中の表の通りですね、10月14日火曜日から草刈り後の草寄せ及び中耕を皆さんにさせていただきます。また種ま

	きにつきましては、吉浜小学校の4年生の課外授業の一環として従事していただき、当日農業委員さん、推進委員さんおよび菜の花会の合同で対応しますので、現地に午前9時集合ということでお願いします。天候不良で種まきができない場合は、予備日を30日にさせていただきます、この日につきましては吉浜小学校の生徒さんは来ませんので、我々が種まきを実施いたします。こちらの予定表については、9月30日までに提出をお願いいたします。なお、今日の会議終了後お出しいただいても構いませんので、よろしくお願いします。以上です。
事務局長	毎年やっていたいただいているものですが、今回、新たにメンバーになられた方は、まだわからないかと思いますので補足をさせていただきます。こちらの従事に関しましては、別に報酬を出しておるものでございます。この予定表で見るとちょっとわかりづらいかもかもしれませんが、10月14日からもうスタートします。例えば14日1日で終われば14日で終わりにします。ただ天候不良もありますが、できれば14日、16日に完了いただければと思います。あと耕運機ですが、町の方でも3台ぐらいありますが、皆さんお持ちでしたら当日持ってきていただければ助かります。耕運機がない場合でも構いません。草よせは、山側に押していただくという、うまく耕運ができるような状況を作っていただくという形になります。そういった作業がありますので、お願いしたいと思います。ちなみに、去年は1日で仕上げたという経緯があります。よろしくお願いいたします。
議長	今の状況を見てないんですが、例えば刈払機を持って行って今生えている草を少し刈るとか、そんな仕事なくて、もういきなり草寄せして耕運すればいいような状況ですか
事務局	14日火曜日から、皆様をお願いする前に10月の3連休があると思いますが、10月11日の土曜日ぐらいまでにですね、委託業者に全ての作業を終わってくださいという話をしています。その前に、消毒液を先に撒いて、草を枯らせて、10月11日頃までに草が全部刈り取られているかたちになり、皆様にそれを端のほうに方に移していただくような作業をして、中の中耕をしていただくということです。以上です。
議長	もう除草剤もかけてあって、それから刈払機で刈ってあるということですね。寄せればいいのかということですね我々は。
8番	すいません、具体的に持ってきたらいい道具とかあれば言ってもらえれば持ってくるんですが、中耕機はわかりました、他にどんなものを持ってくればいいのかのですか。
事務局	中耕機のご用意をお願いします。燃料の方につきましてはこちらでご用意します。
3番委員	草寄せはどうやってするんですか。

事務局	町にレーキがございますので、そちらで草寄せをしていただきます。もしご自身でレーキをお持ちでしたらそちらをお持ちいただければありがたいです。
3 番委員	耕運機の深さはありますか。うち小さいんですよね。
事務局	まちまちだと思いますが、お持ちいただきたいと思います。
3 番委員	浅くてもいいのかな。
議長	かまいません。持っている方多いと思うんですけどね。それらを使って。私も借りに行った方がいいですかいつものように。2 台借りることができるかな。
事務局	会長の方でいつもご用意していただく団体からお借りしていただければと思います。
議長	私が 2 台、多分借りてこられるので。そんなところだな。よろしいですか。仕事の関係は。はい。 そういうことでご協力をお願いしたいと思います。この件についてはよろしいですか。 その他は何かありますか。
1 番委員	昨日、農業者年金の加入推進特別研修会がありまして、事務局の菊地さんと私で横浜にあります、J A グループ神奈川ビル 2 階に行ってみました。それで挨拶と表彰、これは年金加入者の方の表彰ですね。それと制度説明 DVD です。それと神奈川県農業者年金推進取組方針についてと、休憩に入りまして、農業者年金制度について、理事長の黒田さんが説明してくれて、2 つ目は、他の制度と農業者年金の比較を榊原さんが説明をしてくれました。今回応募予定が 46 名でしたが、42 名の加入を取れたと言っておりました。それで表彰ですが、農業者年金事業の表彰者として、秦野市農業協同組合、厚木市農業協同組合、かながわ西湘農業協同組合と事業者がこの 3 つで、令和 6 年度の農業者年金加入推進優良団体表彰が農業委員会で、横浜市中心農業委員会、横浜市南西部農業委員会、横須賀市農業委員会、三浦市農業委員会、秦野市農業委員会、湯河原町農業委員会、それと、農業協同組合の方で、秦野農業協同組合と厚木市農業協同組合、かながわ西湘農業協同組合様が、表彰をされました。簡単に農業者年金について、ちょっとだけお時間ください。 農業者年金制度は、農業者の労働生活の安定および福祉の向上と、農業者の確保に資することを目的とする、公的な年金でありまして、農業者に幅広く門戸が開かれた制度です。農業委員会組織と J A グループが政府に働きかけて、1970 年、昭和 45 年に設立されて、2001 年、平成 13 年に現在の制度、新制度となりました。さらに、令和 2 年、3 年には制度改定が行われまして、35 歳未満で政策支援加入に登録しない方は、保険料の額が、2 万円から 1 万円に引き下げられ、加入可能年齢が 60 歳から 65 歳に引き上げられました。それで国民年金に対し任意加入している方が対象でありまして、農業者の豊か

	な老後支援を支えるための農業者年金は、経済社会情勢が変化する中で、一段と魅力が増しています。しかし、その魅力は農業者に伝えなければ活かすことができません。そしてこの伝える役割を果たせるのは、その地域にお住まいの農業者の年金の加入推進に当たる方々です、皆様ですね。そういうことを踏まえて、今後、1人でも多く、研修会に行ってみて初めてわかるんですよ。こういう会場に行くと、やはり1人でも多くの方の加入を推進してほしい、ということをお伝えしておりました。最後に、この言葉がやっぱりね、農業者年金に加入されて、営業とはですね、自分が本当に良いと信じたものを相手のために断りきれない状態にして売ってあげるといふ誘導の芸術だと、ある方が言っていました。農業者年金は本当に良いものです。これを伝えることができるのは、地域で信頼されている皆さんです。最初は渋る人もいます。けれど後になって、こう言われるんです。国民年金プラス農業者年金で老後がほぼ余裕じゃありませんけども、何とかやっていけると、国民年金だけだとちょっと厳しいですよとは言っておりました。ですので、特に女性の方お願いいたします。よく考えてね。お願いしますよ。皆さんも、本当にありがとうございます、と言われることが一番大切だなと。今こんなことを言っていますけれども、本当に年にとってね、まだ若いから皆さんいいんですけども、今後、年を取ってですね、老後になってあのとき本当に入っていてよかったと思います、という日がきっと来ますと言っておられましたので、皆さんも誰か加入する方がいらっしゃいましたら、推薦、推進してもらって、1人でも湯河原町からまたね、多くの方が推進してもらって加入してもらうように皆さん努力するようにお願いいたします。以上です。
議長	はい、ご苦労さまでした。 農業者年金表彰があつて、湯河原町は、昨年度、目標が1件1人ということで、この場で誰々さんが候補者としていいのではないかとということで、その地域の力石誠造さんに行っていたら、ご理解いただき加入していただいたので、その目標を達成した、ということで表彰されたということでございます。今いろいろお話ありましたけども、年齢条件によってはその掛け金まず半分ぐらいだったかな。一部に国の補助金があるというので、負担も少ないし、掛け金はその税金の控除の対象になりますよ、ということで、掛けている間も、優遇なり、支援があつて、もらうとき、今お話あったように、やっていたよかったなということになると思いますので、特に若い人ね、掛けた方が有利なんです。今年度の推進員どうしますか。
1 番委員	いや、向こうで、私にまたお願いしますと言われていたんで。皆さんが誰かあんな方がいるよというのであれば、誰か当たって加入してもらいたいなどは。やっぱりこういうところにでると、やっぱりまたね、1人でもっていうようになっちゃうんだよね。ただ、こういう最初に言った方がみんな大きいんですよ。秦野市とか厚木市とかね、そういう人が大きいからやはり6人7人といいますけども、湯河原町ってこれだけの人口でね、1人探すのがやっとなですよ。それをまたねって言うのもあれですけど、ある程度は若い女性、35歳ぐらいから女性をね。加入するっていうとなかなかその給料に対してプラス

	2万円払わなきゃいけないと。2万円の加入の場合、上限がありますけども2万円で60歳65歳までぐらいまで立てる。それがやっぱしね。最初のうちは嫌だけどあとね、つまりいちゃうっていうとね。若い子で誰が農業やっていて、この人だなんていう人がいればね。やらないんじゃないくて、やっぱり探してね。加入する方がいたらね、お願いしたいなと思います。
議長	具体的に何か人候補を挙げ上げて、人の名前をあげて進めていきますか。
1番委員	それがいいじゃないですか。女性に限らず、男性でもいいんですけれども1人でもいいんじゃないかな。やはり女性が候補者に入ってくれば。なんかね1人でも2人でもね、ただ、いっぺんに出しちゃうとあとはつまりいちゃうから。
議長	相手が1年も早く入りたいって人いるかも知れない。
1番委員	研修会では、1年も早く入った方が良いですよとは言ってましたよ。
議長	農協も回覧を回してくれたしね、チラシでね。だから見てる方はこんなのあるんだなと思っていうことでね、ここから1人ずつね、この人ばっていう人はあればね。話を聞いてくれるのかもしれないので。
1番委員	あと事務局の方から補足があればお願いします。
事務局	昨日は職務代理いろいろありがとうございました。こちらの内容については、おっしゃる通りでございます。1人でも多く推進したいと考えており、皆様の力を、ご協力をいただきたいと思います。今までの、例えば農業委員さんのご子息の方、お話ができればと考えております。皆様、よろしくお願いします。以上です。なお、国民年金だけです。厚生年金に入っている方は農業者年金に入れませんので、ご了承ください。以上です。
議長	ということで、65歳まで入れるようにということなのでこの中にも加入資格がある人がいるかもしれません。いるんじゃないかと思うんですけども、まず人に勧誘する前に自分でよく研究してもらって、これなら自分でもいいな、あるいは人にも勧められるなって納得してもらって、勉強してもらって、回っていただければと思います。会社だと、厚生年金がありますが、農家はそれがないので、こういった制度があって、国民年金だけでは足りない部分をね、支援といいますかね、やっていこうということですので
3番委員	確定申告控除あるんでしたっけ、丸々
事務局	3番委員からお話が出ましたので、税金の方は、すべて控除できます。ご子息の加入で、親御さんの経理上でご利用することは可能です。

2 番委員	贈与にはならないんですか。
事務局	税控除の関係で行きますと、贈与にはなりません。
2 番委員	実は、私的年金なんかの場合ですと、明らかに受給者と掛け金（負担者）が、違った場合には贈与税の対象になるんですけども、年金の場合には、農業者年金についてはならないっていうことですか。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	農業者年金の説明をそれぞれやってもらうのかチラシもらったりしながらね。何もなければ説明行かないから。農業委員かあるいは場合によっては町の役場の人とか農協の人とか、もっと制度に詳しい人に一緒に行ってもらって、我々が質問うけてもなかなか答えらんでもね。そういう部分もあるんで、そういう専門の人たちも一緒に行って、ご説明してもらってというのも必要かと思いますよね。
1 番委員	昨日の話だと目ぼしい人がいたら、1 回で終わりにしないで、2 回も 3 回も足を運んでお願いするとね、言われましたから。何かいいたらね、そういう人が欲しい人に行ってお願いするしかないですね。
議長	年金については以上としたいと思います。 その他ありますか。なければ私の方から、農林水産まつりについて、農業委員会としても、そこで販売するため、大根の栽培もお願いをしていますけども、当日に販売や農業相談もあるわけですが、農林水産まつりの日程が変更されたのでお知らせをします。元々 1 月、来年の 1 月 17 日の土曜日に予定していたんですけども、事情があって翌週の 24 日、1 月 24 日の土曜日に、1 週間後に変更になりましたので、よろしくをお願いしたいと思います。 他に何かありますか。
7 番委員	非農地証明の申請のところについて、私はちょっと理解できなかったんですけど、家を建てるために農地の 5 条申請をして、宅地に変えていますよね。非農地証明取っているんですけど、その後また非農地証明ってとれるのですか。もう既にこれ農地でないわけですよね。 1 度相続して、前に非農地証明取った土地で、そのまま相続しているわけですよね。もう既に非農地証明いただいているんで、またここへ来て、令和 7 年に非農地証明取る必要がどこにあるのかなって、ちょっとピンとこないんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか
事務局	申請人である■■■■さんの親が、当時、譲受人として農地法 5 条申請許可を受けました。これにつきましては、5 ページの経過書をご覧ください。中段のところに申請許可の内容が記載してあります。その当時、昭和 48 年 5 月 26 日に申請許可を受けて、父である■■■■様が自己住宅 1 棟を建てる計画であったんですけども、この方ができなくなりました。もうちょっと細かく言いますと、この方が転勤の事情がありまして、住宅 1 棟を建てることができなく、その転勤先で作ってしまったということです。相続先である■■■■さんにつき

	ましても、兵庫県に既に家があり、そこから移転することも考えてないということで、この土地が不要になった経過がございました。 先ほど7番委員がおっしゃる申請許可が受けられた後、また非農地証明ということなんですけれども、台帳地目が畑、現況地目が雑種地となることになっており、実際のお父様が、建築が決まって、転用事実確認等が全て終わり、土地地目変更登記の畑から宅地に変われば、農地法の手続きは終わったんですけれども、こちらに建物が建築されなかったために、現在、写真の通りの状態となっているものです。こちらの台帳地目の畑を変えることができないため、非農地証明願が出される経過があり、先ほどの説明のとおりで、今後は5条申請により改めて審議をしていくものです。
議長	そういうことでよろしいでしょうか 農地転用の申請をして許可を受けたんだけど、実行しなかったと。転勤で家建てるのをやめちゃったと。だから何もしていなかったと、という状態が昭和48年からずっと続いちゃっていて転用が終わっていないと終わってないっていうのがなされてないということです。
7番委員	昭和48年の時点では綺麗に非農地化できたんですよ。書類申請上、非農地証明を受理しましたっていう格好になっていない。
事務局	農地法5条を申請した当時、まだここはミカン畑でした。そのミカン畑を転用して住宅を建てることだったんですけれども、木は伐採したんですけれども、現在は耕作してない。ツル、葉等が茂っていたり、シュロの木があり、そういう状況でございます。
7番委員	非農地証明の取り下げについて、議案番号はつかないんですか。
事務局	先ほどお話をさせていただきましたが、当初、議案番号14でさせていただきました、皆さんの招集の通知にはあったんですけれども、これにつきまして、公益社団法人農業会議の方にこういう事例の場合どう対応したらよいかを伺いました。こちらを案件として審議をするのであれば、議案番号を付記し皆さんにお諮りを取るんですけれども、取り下げにより審議がない場合は、案件表から削除ということです。
議長	他によろしいですか。 それではこれもちまして、総会を終了いたします。 ご苦労様でした。

	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	2 番 菅 昭一夫
	3 番 菅 繁文代